ロ　請求書の提出

請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に、請求をする者及び請求に係るハンセン病元患者の氏名、請求に係るハンセン病元患者との関係等を記載した請求書を提出しなければならないこととした。（第一一条関係）

(2)　請求に係る厚生労働大臣による調査

イ　厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（以下「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができることとした。（第一二条第一項関係）

ロ　厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。（第一二条第二項関係）

(3)　請求に係る審査会による審査

イ　厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者がハンセン病元患者家族であることを確認することができる場合を除き、当該請求の内容をハンセン病元患者家族補償金認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、その審査を求めなければならないこととした。（第一三条第一項関係）

ロ　審査会は、審査を求められたときは、請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこととした。（第一三条第二項関係）

ハ　審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができるとともに、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。（第一三条第三項及び第四項関係）

ニ　審査会は、審査において、請求者及び関係人の陳述、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとすることとした。（第一三条第五項関係）

ホ　厚生労働大臣は、ロによる通知があった審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとすることとした。（第一三条第六項関係）

(4)　公務所等の協力

公務所又は公私の団体は、厚生労働大臣又は審査会から必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこととした。（第一四条関係）

(5)　補償金の支給手続等についての周知、相談支援等

イ　国は、ハンセン病元患者家族に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとすることとした。（第一五条第一項関係）

ロ　国は、補償金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとすることとした。（第一五条第二項関係）

(6)　名誉の回復等

イ　国は、ハンセン病元患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第二四条第一項関係）

ロ　イの措置を講ずるに当たっては、ハンセン病元患者及びハンセン病元患者家族等の意見を尊重するものとすることとした。（第二四条第二項関係）

(7)　雑則

イ　戸籍事項の無料証明

市町村長は、厚生労働大臣又は補償金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、ハンセン病元患者家族又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができることとした。（第二五条関係）

ロ　事務の委託

(1)　厚生労働大臣は、補償金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に委託することができることとした。（第二六条関係）

(2)　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、(1)の事務に要する費用に充てるための資金を交付するものとすることとした。（第二八条関係）

ハ　厚生労働省令への委任

補償金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定めることとした。（第二九条関係）

(8)　施行期日等

イ　補償金の請求の期限の検討

補償金の請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとすることとした。（附則第二条関係）

ロ　譲渡等の禁止等

この法律の円滑な施行を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、ハンセン病元患者家族等に対して国から金銭が支給される場合について、当該金銭に係る譲渡等の禁止及び非課税の規定を設けることとした。（附則第三条関係）

ハ　厚生労働省設置法等の一部改正

(1)　厚生労働省設置法の一部改正

厚生労働省に置かれる審議会等に、ハンセン病元患者家族補償金認定審査会を追加することとした。（附則第四条関係）

(2)　独立行政法人福祉医療機構法の一部改正

機構の業務に、当分の間、国の委託を受けて、補償金の支払を行うことを追加することとした。（附則第五条関係）

ニ　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、5（ハンセン病元患者家族補償金認定審査会）及びハの(1)は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

◇ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五六号）（厚生労働省）

1　名誉の回復等の規定へのハンセン病の患者であった者等の家族の追加

(1)　前文に、ハンセン病の患者であった者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営む